

## 智頭森のようちえん まるたんぼう 設立趣意書

今、世の中は少子高齢化、核家族化による地域力の低下、インターネットや携帯電話の普及による情報過多など、この数十年でめまぐるしく変化しています。そのような中で自殺者の増加、青少年犯罪の氾濫、社会人のモラルの低下、引きこもりや学級崩壊など地域、教育現場における問題点は社会現象にまでなっています。豊かな人間性と思いやりにあふれた地域、安心して子育てのできる環境こそ、現代に必要なものであることは疑いようがありません。

智頭町は、その面積の 93% が森林で占められており、澄みきった水と空気、多様な植生に囲まれた癒しのまちです。私たちはこのような他地域に類を見ない優れた環境を持つ智頭町において、豊かな感受性を養い、智頭町ならではの子育てを実践することを目指します。

欧州で 40 年以上の実績があり、日本国内でも 100 の団体が実践している「森のようちえん」の考え方に基づき、智頭町ならではの育ちを大切にするために、以下の基本方針の下に活動します。

自然のなかでのびのびと・・・智頭町の美しい自然環境が学び舎です。昔の子供なら普通にやっていた野外遊び（山・川遊び）や体を使った遊びを重視します。自然そのものが遊び道具です。季節の変化や景色も楽しめます。智頭町ならではの体験も積極的に取り入れます。

その子のペースでゆっくりと・・・一人ひとりの育ちのペースを尊重します。子供に強制をせず、「育ちを待つ」ということを大切にします。

自由に楽しく元気よく・・・子供の持つ感性・能力を大切にします。決められたプログラムをこなすのではなく、自然の中で子供の興味や関心を大事にした活動を行います。

ここに組織的な運営基盤をつくり、継続的に公益に寄与していくため、任意団体「智頭町森のようちえん まるたんぼう」を設立します。なお、この団体は営利を目的とせず、親、子供、スタッフが一体となり共に育っていく場です。

設立代表者 西村 早栄子

智頭町森のようちえん まるたんぼう

# 定 款

平成21年3月29日

森のようちえん まるたんぼう

代表 西村 早栄子

# 智頭町森のようちえん まるたんぼう 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この団体は「智頭町森のようちえん まるたんぼう」という。

### (事務所)

第2条 この団体は主たる事務所を智頭町大字大屋 407 番地に置く。

### (目的)

第3条 この団体は智頭町内外の子供を対象に、智頭町の森をフィールドとして子供を育て、豊かな感性・能力の発達に寄与することを目的とする。

### (活動)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 森の中での子供の活動援助（子供の自主活動のほか、読み聞かせ、わらべ歌、手遊びなど）
- (2) 各種体験活動（クッキング、キャンプ、木工制作、染物等）
- (3) 季節に合わせた活動（花見、川遊び、運動会、クリスマス、とんど等）
- (4) 保護者との連携
- (5) 月一回程度のお散歩会開催

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 この団体の会員は次の3種類とする

- (1) コアメンバー この団体の目的に賛同し、事業の運営及び活動を行う個人または団体。
- (2) サポーター この団体の目的に賛同し、事業の運営及び活動に協力する個人または団体。あらかじめ登録を行い、具体的な活動についてコアメンバーの要請により活動を行う。
- (3) 保護者 この団体の目的に賛同し、子供をこの団体の活動に参加させようとするもしくはさせている保護者。あらかじめ登録を行い、活動に対して提案・助言を行う。

### (入会)

第6条 会員の入会についての条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする際は、別に定める申込書により理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は前項の申込があったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 入会金及び会費は別途定める。また、団体に対する寄付、物品の譲渡は自由とする。

### (会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を受理されたとき。

- (2) 本人が死亡し、または団体が消滅したとき。
- (3) この団体の目的に著しく反する行為をし、コア会において資格喪失の判断が下されたとき。

( 寄付金、物品の不返還 )

第8条 寄付金及び譲渡された物品は返還しない。

### 第3章 役員

( 種別 )

第9条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、うち 1人を理事長とし、1人を副理事長とする。
- (2) 監事 1人以上 2人以内。
- 2 前項 1号の役員はコアメンバーから選出し、前項 2号の役員はコアメンバー以外から選出する。

( 選任等 )

第10条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は理事を兼ねることができない。

( 職務 )

第11条 理事長はこの団体を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは職務を代行する。
- 3 理事はコア会を構成し、この定款の定め及びコア会、総会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2号の状況について理事に意見を述べること。
  - (4) 監査の結果、この団体の業務または財産に関し不正の行為または、法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合、これを総会またはこの団体に対する補助団体に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするために総会を招集すること。

( 任期等 )

第12条 役員任期は 3年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わな

なければならない。

( 解任 )

第13条 役員が次の各号の一に該当する場合は、コア会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があったとき。

( 報酬 )

第14条 役員は無報酬とする。

( 指揮・命令権 )

第15条 この団体が雇用する労働者に対する指揮・命令権は理事長にのみ有するものとし、副理事長及びその他理事には有しないものとする。

#### 第4章 会議

( 種別 )

第16条 この団体の会議は、総会およびコア会の2種とする。

2 総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

( 総会の構成 )

第17条 総会はすべての会員をもって構成する。

( 総会の権限 )

第18条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 団体の解散
- (3) 事業計画および収支予算並びにそれらの変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) その他運営に関する事項

( 総会の開催 )

第19条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) コア会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第11条第4項第5号の規定に基づいて招集するとき。

( 総会の招集 )

第20条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

( 総会の議長 )

第21条 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

( 総会の開会 )

第22条 総会は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

( 総会の議決 )

第23条 総会の議事は出席した会員の過半数をもって議決とし、可否同数のときは議長の決定するところによる。

( 総会での表決権 )

第24条 会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 総会の議事について、特別な利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

( 総会の議事録 )

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過概要および議決結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名しなければならない。

( コア会の構成 )

第26条 コア会はコアメンバーをもって構成する。

( コア会の権限 )

第27条 コア会は次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営

(4) その他総会の議決を要しない業務の遂行に関する事項

( コア会の開催 )

第28条 コア会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたととき。

(2) コアメンバー総数の3分の1以上からコア会招集の請求があつたとき。

( コア会の招集 )

第29条 コア会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつた場合には、速やかにコア会を招集し

なければならない。

(コア会の議長)

第30条 コア会の議長は、理事長がこれにあたる。

(コア会の議決)

第31条 コア会における議決事項は、コアメンバー総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

(コア会の表決権)

第32条 コアメンバーの表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できないコアメンバーは、あらかじめ他のコアメンバーを代理人として表決を委任することができる。

3 コア会の議決について、特別な利害関係を有するコアメンバーは、その議事の議決に加わることができない。

(コア会の議事録)

第33条 コア会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) コアメンバー総数、出席者数および出席者氏名(表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過概要および議決結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びコア会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印または署名しなければならない。

## 第5章 資産

(構成)

第34条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(管理)

第35条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第6章 会計

( 会計の原則 )

第36条 この団体の会計は、特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号）第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

( 事業年度 )

第37条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

( 事業計画及び予算 )

第38条 この団体の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

( 予算の追加及び更正 )

第39条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て追加または更正をすることができる。

( 事業報告および決算 )

第40条 この団体の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

( 借入金の制限 )

第41条 この団体の会計における収入は、寄付金、事業収入、各種団体からの補助金、委託料を持って充てることとし、金融機関等からの借入れを行うことは認めない。

## 第7章 定款の変更、解散、合併

( 定款の変更 )

第42条 この団体が定款の変更をしようとするときは、総会に出席者した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

( 解散 )

第43条 この団体は次に掲げる事項により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする活動に関わる事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、メンバー総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

( 残余財産の帰属 )

第44条 この団体が解散したときに残存する財産は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経たものに譲渡するものとする。

## 第8章 事務局



(事務局の設置)

第45条 この団体の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長および必要な職員を置く。
- 3 事務局長および職員はコアメンバーが兼ねることができる。
- 4 事務局の活動は以下の各号とする。

- (1) 会計管理
- (2) 財産管理
- (3) その他必要な事務処理

(職員の任免)

第46条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織および運営)

第47条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、コア会の議決を経て理事長が別に定める。

第9章 雑則

(細則)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、コア会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この団体の設立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げるものとおりとする。

役職名	氏名
理事長	<u>西村 早栄子</u>
副理事長	<u>熊谷 京子</u>
理事	<u>土佐 智美</u>
理事	<u>木田 いずみ</u>
監事	<u>松村 陽平</u>

- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 この団体の設立当初の事業計画および収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この団体の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、設立の日から平成22年3月31日までとする。